

○岡参事官 それでは、ただいまより第6回自殺対策検証評価会議を開催いたします。

少し時間が早いようですが、委員の先生方お集まりになりましたので、始めたいと思います。

自殺対策推進室次長の安田は、2時半過ぎに遅れてこちらに参る予定です。

では、議事進行につきまして、南島先生よろしく願いいたします。

○南島座長 本日もお忙しいところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、早速ではございますけれども、第6回自殺対策検証評価会議を始めさせていただきます。

議題については「地域自殺対策緊急強化事業の検証・評価について」ということで、頭紙に書いていただいております。早速、議題に入らせていただきたいと思います。

前回会議で御議論いただきました「中間取りまとめ（骨子 座長案）」をもとに「中間取りまとめ（素案）」を作成させていただきました。お手元にあるかと思えます。

本案につきましては、事前に事務局より各先生方にも御送付させていただいておりますけれども、各委員の先生方におかれましては、御一読いただいている方もおられるかと思えます。全体について、確認の意味も込めまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○岡参事官 資料2をごらんいただければと思います。

1 ページ目が目次でございます。構成は3つに分かれていまして、1. で、地域自殺対策緊急強化基金の概要、検証に向けての問題意識などが整理されてございます。

2. で実際の地方公共団体に対して行ったヒアリングの概要、あとそれを踏まえた検証などが書かれてございます。

3. は2. とかなりダブっているところがございますが、その検証をもとにした今後の方向性ということで整理してございます。

具体的に、報告書の素案に基づいて御説明したいと思います。

2 ページ目をごらんください。地域自殺対策緊急強化基金の目的及び経緯、内容、あと今までの基金の財源措置状況について簡単に整理させていただいております。

次のページをご覧ください。3 ページ目でございます。「検証に向けて」というところでございますが、ここで今回の検証の問題意識などが書かれてございます。「平成25年度自殺対策検証評価会議報告書」を昨年の12月に公表させていただきましたが、その中で「地方公共団体では未だ独自財源による自殺対策が十分に実施されておらず、自殺対策事業の取組を継続させ、定着させるためには、地方公共団体が長期的な展望に立ち、計画的に事業をするための安定的な財源確保が必要である」とされております。

しかしながら、現在の緊急強化事業の仕組みでは、地方公共団体にとって長期的な展望に基づいて事業を実施しにくいとか、地方公共団体において自殺対策における安定的な財源確保が困難である、そのような問題は抱えてございます。

そのような状況を踏まえまして、地方公共団体において自殺対策事業の取組を定着・推

進させるために、平成 26 年度末が実施期限となっている緊急強化事業の仕組み等について、事業効果を踏まえながら、改めて検討を行う必要があるといたしております。そのような問題意識で検証を行いました。

検証の際には、緊急強化事業における事業区分の効果や優先度、都道府県・市町村における役割分担、事業の効率性や経済性、財政措置の在り方も含めた事業の実施環境について検討する必要があるとされてございます。

2. の「(1) 検証方法」でございまして、地方公共団体、10 府県からヒアリングを行ったということが書かれてございます。

次のページをごらんください。調査対象として、ここに書かれているような 10 府県及びその管区内の 23 市町村でございまして、それらの地方公共団体に対してのヒアリングをもとに、先ほど述べたような観点からの検証を行ってございます。

(2) 以降から、それぞれ検証の中身に入っております。

4 ページ目の「事業の効果」の中で「(人材養成事業)」です。

「人材養成事業」は、自殺死亡率の変動幅に関係なく多くの地方公共団体において、効果が高いとされました。

人材養成事業で養成されたゲートキーパー、傾聴ボランティア等の人材は、対面型相談事業等における直接的な事業の対応者等となるばかりでなく、その後の自殺対策の実施及び体制に継続性をもたらすということで、効果が高いという回答が寄せられています。

養成した人材をその後どのように活用するかによって、地域における自殺対策力が強化されたかどうかは大きく異なる。人材養成研修を実施した後に参加者の理解度の確認、実施した研修を踏まえた対応の有無の把握等を組み込んで事業を実施している場合もあり、そのような対応が行われた場合には一層効果が高まっていると考えられるということでございます。

「(強化モデル事業)」でございまして。

「強化モデル事業」は、特に自殺死亡率が大幅に減少している都道府県及びその管内の市町村において効果が高いとヒアリングの中で指摘がございました。

「強化モデル事業」は、様々な事業が含まれていますが、今回の調査では「自殺未遂者支援に関する事業」を挙げている地方公共団体が多くございました。

また「強化モデル事業」には「自殺多発地域（ハイリスク地）対策に関する事業」も挙げられる市町村がございました。

次のページが「(対面型相談支援事業)」でございまして。

「対面型相談支援事業」は、自殺死亡率が大幅に減少等している都道府県の中において、その都道府県の中の「市町村レベル」で効果が高いと回答している市町村が多かった。

一方、「都道府県レベル」では重要であると挙げているのはわずかしかなかった。これは、対面による相談というのは、住民の状況をより把握しやすい市町村といった基礎自治体レベルでの実施によって効果が発揮しやすく、一方、広域自治体レベルではなかなか効

果が限定的になる、そういうことが背景にあると考えられます。

「対面型相談支援事業」にも、さまざまな方法により事業が実施されていますが、自殺に関する悩みを抱えている者に対して直接対応することから、比較的効果が高い対策と考えられます。

今回、効果が高いとされている事業を見ると、そこに書かれていますように「夜間相談の実施による相談体制の充実」、「孤立防止にも寄与する傾聴サロン」など、単なる対面型相談ではなくて、その効果を意識した積極的な事業実施を行っていることがうかがえました。

次に「(電話相談支援事業)」でございます。

「電話相談支援事業」は、自殺死亡率の低い2都道府県を含む全体の3割の都道府県において効果が高いとされていました。

次のパラですけれども、「電話相談支援事業」は、都道府県レベルの広域での実施で効果が上がっていると考えられます。

次のページでございますが、また、都道府県レベルでの実施という意味において、市町村レベルの相談体制を広域的に補完する役割も果たすことから、電話相談の効果が高いと考えられます。

一方「電話相談支援事業」は、基礎自治体レベル、市町村レベルの実施では、費用対効果の関係から実施が難しい面もあると指摘した地方公共団体もございました。

次に、(普及啓発事業)でございます。

「普及啓発事業」は、自殺死亡率が大幅に減少等している全ての都道府県及びその管内の4分の3以上の市町村で効果が高いとは考えられていませんでした。

昨年度の報告書にもありましたように、「普及啓発事業」については、自殺対策に関する理解の促進の面から非常に重要であった。しかし、その初期の効果がある程度発揮された後は、自殺対策も単なる普及啓発から、相談等の直接的な事業へのシフト等が求められており、これに伴って、普及啓発の目的も、当初の自殺対策への理解の浸透から、具体的な事業や他の事業を活用した普及啓発の実施等へと変わってきていることがうかがわれます。

最後に「また」のところでございます。ヒアリング調査においては、「普及啓発事業」の中に人材養成に資する内容も含んでいる地方公共団体も見られた。「普及啓発事業」に「人材養成事業」に分類すべき事業が混在している場合においては、地方公共団体は「普及啓発事業」が重要であると認識することもあり得ます。こうした点については、事業区分そのものを操作する際に注意が必要であるとしてございます。

次に、(3)でございますが、それぞれ地方公共団体ごとにおける事業の役割分担でございます。

まず、6ページが一番下でございますが、「(市町村が事業を実施することによる効果)」でございます。

7ページで、自殺死亡率が大幅に減少等している4都道府県内の管内の全市町村におい

て、緊急強化事業または同種の自殺対策事業が実施されてきました。

全国的に緊急強化事業の実施状況は全市町村数の約8割程度であるということから考えると、市町村による緊急強化事業等の網羅的な実施が、自殺死亡率の減少に寄与している可能性があることが示唆されます。市町村が住民に最も近い立場にあって、その地域の特性も把握できることから、市町村による自殺対策事業実施の意義がうかがわれます。

次のパラグラフですが、市町村が自ら事業を実施することで、少なくとも自殺対策の担当者や担当部局が明確になり、自殺対策に対する意識の向上が図られているものと考えられます。

次に「(都道府県による市町村への支援の効果)」ということで、自殺対策を進めるに当たって、市町村によって、組織体制、行政経験、技術等が大きく異なっています。その中で、自殺対策力が不足している市町村に対して、都道府県がしっかりと支援をしていくことが重要であると指摘している市町村がありました。支援を受ける側の市町村においても、都道府県からの支援の効果が高いと認識していました。

次のパラグラフでございますが、さらに、都道府県による市町村への支援は、自殺対策に対する意識が高くない市町村に対して、インセンティブを与えることで、自殺対策に対する積極性を引き出すとともに、新たな事業の実施を促すことにつながるという面があり、この面においても大きな効果があると考えられます。

「(関係機関・庁内連携)」でございます。

「自殺対策に関係する各機関の連携」とか、あるいは地方公共団体内における「自殺対策を担当する組織とそれ以外の組織との連携」が、情報共有及び具体的な事業実施の面において非常に効果が高いと指摘した地方公共団体がありました。

これは、緊急強化事業の実施によって、これまで連携がなされていなかった機関または組織が連携されることとなったことを意味し、この点は重要な政策効果の一つと考えられます。

次に「(通常業務と連動した基金の効果)」でございますが、次のページをごらんになっていただければと思います。

緊急強化事業以外に、通常の業務を着実に推進することで自殺対策の効果を上げている地方公共団体がありました。

例えば、独自財源で行っている「相談業務」に加えて、緊急強化基金を活用して、それに加えてという意味ですが、住民からの相談時間の延長等を行うことで相談業務の内容を充実させている地方公共団体、あるいは独自財源の「相談業務」に加えて、基金を活用して人材養成等の他の事業を行い、「相談業務」と連動して進めることで自殺対策の効果を上げている地方公共団体などがあって、これらの地方公共団体は自殺者数を減少させていました。基金のみに頼るのではなくて、独自の財源での対策をあわせて行うことで、自殺対策を一層効果的にさせ得ることを示唆しているかと思えます。

次に、「(4) 事業区分の優先度」でございます。

地方公共団体における今後も含めての優先度を確認したところ、自殺死亡率が大幅に減少等している都道府県の管内市町村では「人材養成事業」とか、「強化モデル事業」とか、「対面型相談支援事業」の優先度が高く、「普及啓発事業」の優先度は低かったということになってございます。

自殺死亡率が大幅に減少等している都道府県、先ほどは市町村ですが、「電話相談支援事業」の優先順位が高かった。

また、自殺死亡率の減少幅が小さい都道府県では「対面型相談支援事業」は効果が高いとは考えていないというところが多かったのですが、優先度としては上位に挙げていることがあって、必要性については認識しているものと考えられます。

今、ご説明しました考察は、ヒアリングを行った10府県のことでございますが、「なお」ということで、平成25年度事業実績報告書における全都道府県の回答がありまして、今、回答を集計していきまして、まだちょっと47都道府県集まっていなくて、45都道府県集まったところでございますが、45都道府県集まった中においては、ほぼ先ほどの「人材養成事業」とか、「強化モデル事業」、「対面型相談支援事業」、あとは「電話相談支援事業」などが高くなっていて、「普及啓発事業」が低いという、大きな方向性はそれほどぶれてはいないのですが、それを今、集計しておりますので、最終的にこの報告書が出るまでには入れ込みたいと考えてございます。

「(5) 効率性・経済性」でございます。

ページをめくっていただき、9ページでございますが、限られた財源の中で効果が高い事業の実施や経費削減の工夫は、自殺対策の推進にも寄与するものである。各地方公共団体において、そのような観点から既に多くの事業が実施されつつある。

例えば、緊急強化事業で育成した傾聴ボランティアをそのまま傾聴事業に活用することで事業の継続性を担保するとともに、経費の削減に貢献している事例もありました。

また、人材養成事業の教材等を都道府県において市町村分も含めて一括して作成し、さらに市町村への指導とあわせて行うことで、事業の経済性ばかりでなく、方向性の共有や市町村の職員の対応能力向上に寄与している事例も見られた。今後、国としてもこのような好事例を他の地方公共団体においても活用できるよう周知・啓発していく必要があります。

「(6) 事業の実施環境」でございます。

「(取組開始時期と効果)」ということで、自殺対策の取組の開始時期及び取組体制も、地方公共団体によって大きく異なっていました。

緊急強化基金が造成される以前より積極的に自殺対策の検討または実施を始めた地方公共団体では、既に自殺対策の下地がある上に、基金がその対策の財源となったことで、効果が一層発揮しやすかったのではないかと述べた地方公共団体がありました。この意味で、基金造成後に初めて本格的に自殺対策を始めた地方公共団体においては、その効果の発現まで、なお一定の時間を要するものと考えられます。

次に「(自殺対策の財源)」でございます。今回のヒアリング調査の結果、各地方公共団体における自殺対策事業は、その財源の多くを基金の活用により実施していることが確認されました。特に市町村レベルでは、全ての自殺対策事業の財源を基金に依存している市町村も少なくなかった。また、基金はあくまで時限的な財源であることから、特に大都市部では、基金後の財源確保のため、自主財源事業や他の関連事業への移行等を既に進めている地方公共団体もありました。ただし、全体的に言えば、そのような取組は進んでいないのが現状である。

国による財政支援がなくなった場合、多くの地方公共団体において自殺対策事業を縮小または実施できなくなるおそれがあり、市町村レベルでは自殺対策の担当者を配置できない市町村さえ生じる可能性が把握されました。

このような状況において、緊急強化石業に関する財源の地方公共団体への早急な移行は困難であり、国による何らかの財政支援が引き続き必要であると思います。

次の10ページでございますが、財源の地方公共団体への移行に当たっては、地方公共団体において事業の見直しや地方公共団体での自主財源化等による十分な検討の期間を準備し、段階的に移行させていく必要がある。その検討の際には「地域における自殺対策力」の強化の観点から、基金によって実施された効果的な自殺対策事業や人的ネットワークをいかに継続させていくかという視点が重要であるとしております。

また、ヒアリングを行った全ての地方公共団体において、有効的な自殺対策事業を実施するためには、計画性が持てるように国及び基金等の財源措置が必要であるとの考えが示されました。多くの地方公共団体において、計画性の持てる財政措置がなされるのであれば、自主財源による一部負担は仕方がないという考えが示されることも少なくなかった。

「(自殺多発地域(ハイリスク地)における対策)」でございます。

ハイリスク地における事業に関しまして、その対策事業は主に住民以外に対する事業になることから、ハイリスク地を抱える地方公共団体に対して財源負担を強いることには困難な面もあって、他の自殺対策事業と切り分けて考える必要があるとしております。

先ほどの2.で、ヒアリングを元にした検証でございますが、それを総括した上で方向性というところでまとめているのが3.でございます。先ほどの2.と話がダブるところもありますが、あわせて説明したいと思っております。

「(1)事業の重点化」の「(人材養成事業)」でございます。

「人材養成事業」は、自殺死亡率の減少幅にかかわらず、地方公共団体において効果が高いと捉えていた。ゲートキーパー等の自殺対策の対応者等を養成することは、養成した数に比例して直接的な効果としてあらわれる。さらに、養成されたボランティア等が継続して自殺対策にかかわることにより、実施体制の継続性に直接寄与することから、引き続き着実に実施していくことが必要である。

「(対面型相談支援事業・電話相談支援事業)」でございます。

相談支援事業は、「対面」であれ「電話」であれ、自殺に関する悩みを抱えている者に対

して直接対応することから効果が高い対策であると考えられる。

「対面型相談支援事業」に関しましては、地域の住民をより把握しやすい基礎自治体レベルでの実施によって、相談後のフォロー体制も含め、効果が発揮しやすいことから、特に市町村レベルでの実施が有効である。

「電話相談支援事業」に関しては、都道府県レベルの広域での実施に効果が上がっており、市町村の相談体制を補完する役割も果たすことができることから、特に都道府県レベルの実施が有効である。

（強化モデル事業）でございます。

「強化モデル事業」は、地方公共団体における自殺対策に対する取組状況によって事業内容が大きく異なっていて、一概に整理することは困難であるが、財政措置が困難な先導的な事業等に対して有効に活用されるべきである。今回のヒアリング調査では、自殺未遂者支援に関する事業の効果が高いと考えている地方公共団体が多かったが、先導的な事業等の真のモデル事業となるような事業に活用している地方公共団体は少なかった。「強化モデル事業」はどのような事業を行うかによって、その対象及び効果は異なることから、自殺多発地域（ハイリスク地）に関する扱いも含めて、事業内容について検討する必要があるとしてございます。

「（普及啓発事業）」でございます。

「普及啓発事業」は、当初の自殺対策に関する理解の促進の面から非常に重要でありましたが、初期の効果がある程度発揮されつつある中、普及啓発事業の目的も、具体的な事業や他の事業を活用した普及啓発の実施等へ変わってきています。その意味で、今までのような単純な理解促進のための普及促進事業の必要性は薄れている。

今後は、相談業務や人材養成など直接的な事業の周知に普及啓発を活用したり、既にある地方公共団体のホームページや広報誌、あるいは直接的な事業を活用して普及啓発を行うなど、財源を抑えた効果的な方法を検討する必要がある。

「（２）効率性・経済性に向けた方策」でございます。

限られた財源の中でより効果が高い事業の実施及び経費削減の工夫は、自殺対策の推進にも寄与する。他の地方公共団体における好事例となる事業や実施方法を積極的に活用できるようその情報を共有すべきであるとしてございます。

「（３）事業における役割分担等」。

市町村は、住民に最も近いところにあり、その地域の特性も具体的に把握できることから、その特性を生かして、自らが積極的に事業を推進することが自殺対策にとって必要である。自殺死亡率が大幅に減少している都道府県の多くは、全市町村において緊急強化事業等の自殺対策を行っている。このような市町村の特性を生かした事業としては「対面型相談支援事業」が有効であろう。

一方、自殺対策に対する市町村の組織体制、行政経験、技術等は、これまでの自殺対策の取組状況等によって格差が生じています。全国的な自殺対策の底上げを行うためには、

その中で自殺対策力が不足している市町村に対して、自殺対策事業を実施する上で必要となる技術等の支援を行うことが重要であり、補完性の原則に基づき、その役割を都道府県が担うことが重要である。また、「電話相談支援事業」など、広域での実施に効果的な事業は、都道府県レベルでの実施が有効であろうと思います。

さらに、効果的かつ実効性を高めるためには、関係機関や地方公共団体内における関係部局の連携を通じた、役割分担及び協力体制の構築も重要であるとしてございます。

これが最後でございますが、「(4) 有効的な事業実施のための財源措置」でございます。

緊急強化事業に一定の効果が見られる中、自殺対策の取組を継続させ、定着させるためには、地方公共団体において、有効的な自殺対策事業を長期的な展望に立ち計画的に実施するための安定的かつ継続的な財源措置が必要である。

そのためには、地方公共団体が自らの財源で事業を実施するのが適当であるが、地方公共団体が実施している自殺対策事業において、その多くは緊急強化事業において実施されている。市町村によっては、全ての自殺対策事業が緊急強化事業により実施されているのが現状である。基金はあくまで時限的な財源措置であることから、国による財政支援がなくなった場合、多くの地方公共団体において自殺対策事業を縮小または実施できなくなる可能性がある。市町村レベルでは、自殺対策の担当者を配置できない市町村さえ生じるおそれがある。

さらに「基金造成後、自殺対策を本格的に始めた地方公共団体」、あるいは「基金以前から自殺対策を進めていた地方公共団体」と、それぞれ自殺対策を本格的に始めた時期について地方公共団体ごとにばらつきがある中、前者に関しては後者に比べて基金の効果が発現するまでは一定の時間を要する可能性がある。前者に関しては、国による財政支援がなくなった場合、自殺対策事業を縮小または取りやめてしまい、これまでの対策の実施等により抑えられてきた自殺死亡率の上昇を招くおそれがある。

現在の基金後の財源確保のため、特に大都市部では、自主財源事業や他の関連事業への移行等を既に進めている地方公共団体もあったが、全体ではそのような取組は進んでいないのが現状である。また、その背景には基金の効果が発現していない可能性のある地方公共団体の存在もある。

このような状況において、基金終了後も着実に自殺対策を進めるためには、地方公共団体において事業の見直しや自主財源化等への検討・実施を早急に進めることが必要である。しかしながら、現実的には検討・実施を行うためには、ある程度時間が必要となることから、財源措置の継続は必要であるとしております。

なお、検討の際には、基金によって実施された効果的な自殺対策事業を自主財源や関連事業等への移行を通じていかに継続させていくかという観点が重要になります。

さらに、地方公共団体において、交付額やその時期が不透明であると長期的な展望に基づく事業実施ができない。このため、地方公共団体の独自財源化を進めるためには、各年度の当初から国による財源措置の規模等を示す必要がある。なお、自殺死亡率の急激な上

昇等の突発的な事態が生じた場合には、緊急的に財政的支援を行うことも必要である。

最後に、また、緊急強化事業による自殺対策事業の地方公共団体への円滑な移行のためには、段階的な補助率導入等の措置も必要となると考えられるということでございます。

後半部分はほぼ読み上げのような形になりましたが、中間取りまとめの説明については以上でございます。

○南島座長 ありがとうございます。

非常に短い時間で、参事官初め、自殺対策推進室の皆様が、非常に手際よくまとめていただいたものと思っております。

席上のみ配布となっている概要案については、もし触れていただく必要がありましたら、今、あわせて、抜けているところですか、強調しておきたいところがありましたら、触れていただければと思いますが、よろしいですか。

○岡参事官 わかりました。

概要案は、これは未定稿という形で席上限りの配布とさせていただいておまして、今回の会議の配布資料としているわけではないのですが、構成上コンパクトにまとめる必要があるので、2の検証の部分と方向性の部分はかなりダブりますので、結論が見えるように3の方向性のところを中心にまとめさせていただきました。

○南島座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対して、御質問、御意見、あるいはコメント等ございましたらお願いいたします。どなたからでも結構です。

須賀先生、メールでいただいておりますけれども、ちょっと疑問点と言いますか、コメント等あったかと思っておりますけれども、よろしければ口火を切っていただければと思いますが。

○須賀委員 わかりました。

たしか前回の会議でも申し上げましたが、「効果」という言葉がちょっと引っかかります。「効果が大きい」は、「重要性が高い」という意味も含めむという記載がありましたので、もしかしたら大丈夫なのかもしれませんが、効果イコール自殺死亡率が下がるというような捉え方をされないか気になります。

昨年度の報告書にもあるとおり、各自治体が対策の評価を必ずしも行っていない状況であるのに、「効果が大きい」と回答しているというのは、何かしらの根拠があって「効果が大きい」と答えているわけではなくて、自分のところでそれが大事だと思っているから、そのように答えたということだろうと思います。この資料だけを読む方が、そのあたりのことを誤解しないような書き方にすべきだろうと思いました。

この後にも、「事業内容によって効果が上がっており」という文章があり、もうすこし注意して言葉を使ったほうがよいように感じました。

今回は重要性が高いという意味も含めて、効果として回答していただきましたが、今後の課題として、本当にそれが効果が高いということを検証することも、各自治体に考えて

ほしい。そうやってPDCAサイクルを回す取り組みを進めてほしいということも、最後のほうにでも盛り込んでいただけたらよいように感じました。

それから、都道府県のことを「広域レベル」、市町村のことを「基礎的」と書いてあるところと、「都道府県レベル」「市町村レベル」と書いてあるところがあって、どちらかに統一したほうが読みやすいと思いました。

個別の事業に関して、都道府県に関する事項と市町村に関する事項を分けて書いていますが、都道府県と市町村の順番をそろえたほうが読みやすいと思いました。

あと、これは質問ですが、市町村に対する支援が期待されるという部分は、金銭的な支援は含まれますか。都道府県が主導的に働き、技術面で市町村を指導するという意味合いだけなのか、金銭面を含めた話なのか、どちらでしょうか。

○南島座長 ありがとうございます。

○岡参事官 どこまでお答えできるかわかりませんが、まとめて私のほうで答えます。

まずは「効果」という話に関しては、今回、中間取りまとめということで、とりあえず効果がある、重要であると考えているとのは何ですかというふうに都道府県や市町村に聞いて、それに対するお答えをいただいたということであるので、実は、効果とか重要も、彼らは峻別しているわけではないので、素直に、先生がおっしゃるように、何かしら自分たちで重要と思っているところもあれば、自殺死亡率においてはかなり効果があると思っているところも、いろいろあるかと思うのですけれども、ヒアリングでの聞き方がそういうふうに聞いているので、余り峻別するのも、この中間取りまとめの中ではなかなか難しいかなと思ったので、素直にヒアリング時の回答どおりに記載してございます。

それで、これは中間取りまとめでございますので、最終報告として、例えば先生方の分析とかも踏まえながら、実際にどういうふうに効果が上がっているのかというのを、ヒアリングとは別にうまく示せればおもしろいかなと思っております。

あと、自治体にしっかりと効果があるかどうかというのを考えさせないといけないのではないかと御指摘があったかと思いますが、実は、今、都道府県に提出を求めている事業実績の中において、それぞれ自治体にそれぞれの事業ごとにどういう効果があったのかというのをしっかりと書かせている項目がございまして、それがどういうふうに答えているかを踏まえながら、これの報告みたいなものも踏まえた形で、最終報告という形で取りまとめていただければ、少しでも先生の問題意識にも沿えるような形になっていくのかなと思ってございます。

あと「基礎的自治体」と書いてあったり、「広域」と書いてあったりとかありますが、すごく連携が大切だとか、個別においていろいろやらないといけないというニュアンスが強いところに関して、「基礎的自治体」とか、「広域的な」という使い方をしていまして、そのようなことに関して使っているというのが今回の書き方でございます。特に、それ以上の厳密なことは書いていないのですが、やや連携性というところを強調する際には、

比較的個別にしっかりとやっていくことが重要という意味において、「基礎的」とか「広域」とか使っておりますので、その使い方が少し、都道府県とか市町村でやはり役割を統一させるのだというのは、それはそうであるとは思いますが、今説明したとおり記載してございます。

市町村に対して技術的な支援だけなのかということに関しましては、特に技術的支援というものに限定しているわけではなくて、当然必要に応じて、例えばその都道府県のほうから市町村に、何かしら都道府県の予算とかにおいて、金銭的、財政面においての支援があっても、それはそれでいいのではないかと思いますので、それを排除しているものではないかと考えています。

○事務局 1点だけちょっと補足させていただきますと、事業の評価というのは、各都道府県に書いていただくというお話でしたけれども、昨年度、先生方にまとめていただきました報告書にある PDCA サイクルのものをきちんとやるべきではないかという報告をいただいたと思うのですが、それを踏まえまして、平成 25 年度事業実績報告から、各事業ごとの評価を都道府県で行ったものを提出していただくことになっていると。それが実績報告書という形で各都道府県から提出されることになりますので、これに関しましては、昨年同様、先生方にも、集まり次第、整理してお渡しさせていただいて、今後の分析等に役立てていただきたいと思っておりますので、それを見た上で、その面での評価というか検証ができるのではないかと考えているところでございます。

○南島座長 ありがとうございます。

今の須賀先生の御発言、あるいは今のやりとりに関連してということで、もし何かございましたら、あわせて御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

○久保田委員 その効果について、私もこれを一読させていただいて考えていたところですが、先ほどの返答で自分の中では納得したのですが、やはり最初というか、何も知らずにこの報告書を読む人にとっては、この中間取りまとめの中での効果というのがどう定義されているのかというのを、例えば、4 ページの(2)の直後ぐらいに「効果とは何か」というところで少し説明したほうがいいのかと考えています。例えば、効果と言ったら、一般的には量的に自殺死亡率の低下や、既に低下しているところを低いまま維持するというのも考えられるけれども、この中間取りまとめでは、各都道府県もしくは市町村が重要だと思っていることを踏まえて、効果として考えているとかといったようなことで、もちろん後で少し述べられてはいるのですが、最初にもう少し述べたほうがいいのかないかなと思いました。

○南島座長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

効果については、私も一つ、一緒にここでの議論で申し上げたいと思っておりますが、自殺対策における効果、自殺死亡率ですとか、自殺者数ということで考えられるのがやはり通常

かなと思うのですけれども、ここでは本報告書の冒頭にも書いておられますけれども、地域における自殺対策力の強化のためにこの緊急強化事業、緊急強化基金が置かれているというわけです。ここから言うと体制整備ということであるかと思います。

ヒアリングに行きまして、いろいろ聞いていく中で出てくるのが、効果が高いと。「では効果は何ですか」と聞きますと、なかなか説明するのが難しい、こういうことが繰り返されていたかと思います。これは多分、一回分類なり、整理なり、多少突っ込んでここは議論したほうが本当はいいのかなと思いますけれども、その前に、報告書でそこまで深い話をすると、多分ちょっと重たくなってしまうので、暫定的に、久保田先生がおっしゃったように、どこかもう少し明確にわかるように書いてはどうかというのはあり得るお話のかなと思います。

効果の話は非常に重要なお話だと思いますけれども、人材養成事業における効果と、強化モデル事業において効果と考えられているもの、例えばハイリスクに絞って、直接的な水際対策をやっていく場合の効果と、それから対面型相談、電話相談等の相談事業で行われる場合の効果というお話と、普及啓発事業で、効果が高いとは考えられないということで報告書では書いていただいています。理解促進とか、あるいは効果が低いというのは、状況が変わったのかどうなのかというお話も含めて、それぞれの事業で性質が違ってくる場所もあるかと思うのです。少しそのあたりは分類したほうがいいのかなと思います。

さらに、それに加えて、都道府県、市町村の役割分担ですとか、市町村における地域との連携ということも効果の中に入ってくるわけですし、それは恐らくは人材養成とか普及啓発とか、そちらには含まれない効果の話にまたなってくるかと思いますが、非常に多義的であるということ念頭に置いて、やはり議論はしないといけないのかなと。その整理はどこかで確かにやったほうがいいと思うのですけれども、今、ここでそれやるだけの準備はありませんので、暫定的な説明を、項目を立てて少し、効果についてはこのように考えますというふうな整理をしていただいた上で報告書があると、読者としては読みやすいのかなと思います。

恐れ入りますが、事務局のほうから、差し支えなければ久保田先生の御発言の趣旨をくみ取っていただきまして、少し文言の工夫をしていただければ幸いです。

○岡参事官 はい、そのようにさせていただきます。

○南島座長 ほかにいかがでしょうか。

○本橋オブザーバー ではそろそろ、私はオブザーバー的な発言をします。

○南島座長 よろしく申し上げます。

○本橋オブザーバー 皆様方の御意見のとおりで、私もそう思っていました。というのは、効果・評価というときに、実際に数量的な評価もやられているわけで、そちらはかなり自殺死亡率の低下ということを十分検証してちゃんとやっているのだから、効果なのですけれども、このヒアリングについては、あくまでも質的な評価なので、確かに自治体で自殺死亡率が下がったところについて、担当者が「私はこう思う」という主観的な意見を述べたと

私は理解しているのです。ですから、厳密な意味では、いろいろな質的評価のデルファイ法みたいなものがある、よくわけがわからないけれども、巫女さんが100人いると、100人の巫女さんがこう言ったというのがどうだったという、わかりやすく言うと、それに近い話なのだと思うのです。

確かに現場の人のそういう感覚も大切なので、それは今回やったことについては、私は意義があると思うのですけれども、それを切り捨てるときに、やはり先ほど先生が言われたように、例えばこの4ページのあたりで、真ん中の人材養成の一番最後の「そのような対応が一層効果を高めるものと考えられる」と。ここはまだいいのですけれども、どこか断定的にいろいろ書いてあったところがあって、断定的な表現で余り言わないほうが、例えば4ページの下から3行目ですが、「水際対策としては直接的な事業であり、その対策効果はあらわれやすい」と断定的に言われていて、印象としてそうなのだという事はわかるのですけれども、この辺の断定的表現を少し和らげられる必要があるのではないかなということ。

それから「あらわれやすい」といった主語が誰なのか少しわかりにくくて、執筆者なのか、あるいはその担当者がそう言ったのか。恐らく担当者が言ったのだと私は思うのだけれども、文章の書き方で見ると、執筆者がそう思っているというニュアンスにもとられる気がするのですね。あくまでも客観的な報告であるとすれば、担当者がこう言っていたのをまとめましたという表現が良いのではないかな。

それから、久保田先生が言われたように、要するに、論文で言えば方法に当たるところの、例えば3ページあたりにその効果というものを、この報告ではこういうふうに理解しているという、定義とは言わないのですけれども、先ほど言われたようなことを、方法に当たるところできちんと書いておくと、恐らく学者みたいな人が読むと、いい加減だというふうに、多分すぐに指摘される可能性がある、ある意味、方法のところ、ここで使ったその効果・評価というのは担当者の主観的な意見だけれども、それをまとめたものであって、一応現場の人たちが考えていることを私的に評価したものであるだとか、そういうことを言われれば、ある程度批判されたときにもディフェンスはできるのかなと、ちょっとそういうことを考えました。

以上です。

○南島座長 ありがとうございます。

本橋先生、そうしますと、今の御指摘で言いますと、2.の中が主にヒアリングの内容になっているのですけれども、2.の後半は若干の考察を加えた書き方をしているところもあるのですね。ここの取り扱いはいかがでしょうか。

○岡参事官 済みません、よろしいでしょうか。

先ほど先生が御指摘されたところは、まさにそうなのですけれども、実は、ちょっと短時間で作成したこともあったのですが、基本的に都道府県からの意見は、「意見があった」という書き方をしてあって、それに対しての当方の委員の先生方も含めた議論というところ

ろは、「うかがわれる」とか、「背景にある」とか、見解的な書き分けをしていたつもりなのですが、確かに先生のおっしゃるとおり、この部分は、むしろその後で「あられやすいことがうかがわれる」とか、そういうような言葉が本来必要な場所なのですけれども、それがちょっと抜けていたということです。一応、2. のところはヒアリング相手の言った意見と、それを踏まえたこちらのコメントというものを書き分けて書いているつもりでして、分かりにくくなっていて済みません。

○本橋オブザーバー その中でも、例えば5ページ目のところ、先ほどちょっと私は言い忘れたのが、「対面型相談支援事業」のところで、対面型相談支援事業は効果が高い対策であると考えられるとっているのが、これが多分、ヒアリングの対象者もそう考えているし、恐らく先生方もそう考えられているのだと私は思うのだけれども、これだけだと主語が誰なのかがちょっとわからない。その辺の書き分け方をされたほうがいいのかなど。要するに、担当者がこう考えた。これを見ると「考えられる」なので、書いている人が考えているのだろうと多分私は思うのです。

○岡参事官 「考えられる」と書いた場合は、この報告書では、全体的に「検証評価会議」が主語なので、そういうふうに書き分けている。

○本橋オブザーバー 多分そうなのだろうなと思ったのです。

○事務局 あと1点だけ補足よろしいでしょうか。

ハイリスクのところ、その対策効果があられやすいところなのですけれども、他の事業と違って、自殺の多発地域というのは、自殺の企図者が何人かあられますので、それを事前に防いだ人数というのは明確に数が出てきますので、そういう面で効果があられやすいという書きぶりもあるのかなということでございます。今回行ったある県では、実際、亡くなられた方の何倍もの人数を保護されていたりもしますので、そういう面であれば効果として目にあられやすいという意味で記載されておりますので、1点補足させていただきます。

○本橋オブザーバー あられやすいのですから、これは多分、担当者も思っているし、評価者もそう思っているという両方なので、先ほどと同じことなのです。

○事務局 そうですね。

○南島座長 ありがとうございます。

先ほど、本橋先生から御質問いただいた際に、ちょっとつけ加えて言おうとした点ですけれども、2. のところ全体がヒアリングの内容なのですけれども、前半はヒアリングの内容なのですが、後半は結構考察の部分のウエートが高くなってきているのですね。先生の先ほどの御発言の趣旨からすると、ここも気になるところになるかなとも思うのです。

○本橋オブザーバー (1) の検証方法のところ、例えばここで使っている効果とか、どういう定義なのかということは、(1) の最後のあたりに書かれて、あとのところは考察とやや混在しているということなので、その辺はどう書かれるかちょっと皆さんで考えられれば、こういう書きぶりでもよろしいと思うのです。

○南島座長　そうですね。どうしても役所の文法と学者の論文の文法、作法とはちょっと違うところがありますので、難しいところもあるのですけれども、無理のない範囲で、事務局におかれましては、論点を吸収していただければと思います。

○本橋オブザーバー　今の問題は、やはり効果という問題について誤解を与えてはいけないという皆さんの、そこが一番のポイントだと私も思います。

○南島座長　そうですね。

ほかにいかがでしょうか。

はい、竹島先生お願いします。

○竹島政策参与　この場で少し議論していただければいいかなと思うのですけれども、私も自殺予防総合対策センターでも、自治体の職員の研修をやっておりますけれども、自治体の職員の方の場合、大体3年ぐらいで人事異動していくわけです。長い方、保健師さんでも5～6年ぐらいで異動していきます。そうすると、今まで蓄積された情報が原点に戻るといえることが起こってくるわけで、特に小さい自治体の場合には、そういったことはより高い頻度で起こる可能性がある。

その人材育成という観点の中に行政人材の育成ということがありますし、もう一つ広げて言うと、そのあたりに全国の職能団体的なものがどう機能していけるかということがあられるのではなかろうかと思えます。ですから、私が申し上げたいことは、人材育成とかさまざまな事業を充実、強化していくために、いわゆる全国的な職能団体等の組織の力をどう活用するかということ、どこかで議論しておいていただけるといいのかなと。そうすると、そういった職能団体等もこの自治体の自殺対策に協力しやすくなる。そんな基盤があるという気がしまして、何かそれに関する記載がどこかに登場する必要があるのかなと思いました。

○南島座長　ありがとうございます。

竹島先生、おっしゃっておられるのは、ハイリスク地における対策というカテゴリーですけれども、恐らくはそこに限らないお話かなと思うのですが、そうしますと、具体的にはこの下にもう一つカテゴリーを設けるか。いずれにしても、前か後ろかという話にもなるかと思うのです。

○竹島政策参与　そうですね。3.の今後の方向性の中に、「事業の充実強化のための全国的な体制」みたいなことがあるといいなと。自治体の取り組みにもよりはずみがつくのではないかと、そんな意味です。

○岡参事官　よろしゅうございますか。

済みません、これは、もともと基金の事業をどう活用していくかというところで、その中で人材はどう扱われているかという世界で書いてあるので、あまりヒアリングの際に話が出ていなかったり、基金事業で実施されていることとは違うことについては、中間取りまとめということもあるので絞って書いてございます。

ただ、いろいろな機関との連携みたいなことは、地方公共団体内でもそうですし、外と

の連携というのは重要だと強調していますので、そのところで大きい意味では入ってくるのかなとは思いますが、まさに基金の事業効果というものを念頭に置きながらヒアリングをして、それを中心に整理をしているという性格上、それぞれ個別に見ていくと、多分いろいろな論点はあると思うのですけれども、余り広げてしまうと、今回の中間取りまとめの趣旨からすると、やや外れていくかなということがございます。

○竹島政策参与 大綱とかね。

○岡参事官 ええ、そういうレベルでの話なら当然出てくるとは思うのです。

○南島座長 他方で、基金のお金はNPOとかそういうところでも活用されているところもあるわけですね。実際に書けるかどうかは別といたしまして、今、竹島先生がおっしゃっていただいた論点も、どこかにもし入るようであれば、ちょっと御検討だけはいただいて、ひょっとすると入るところもあるのかなとも思います。地元での連携とか、NPOの話とか、そういうところが少し関係するのではないかとか、あと関係機関との連携のところ、7ページですね。そうするとあり得るのかなと思いますので、ちょっと論点だけお預かりをさせていただいてということで取り扱わせていただいでよろしいでしょうか。

○岡参事官 はい。

○南島座長 ほかにいかがでしょうか。

中西先生はいかがでしょう。効果の話も、いろいろと御意見もあるのではないかと思いますのですけれども、もしよろしければコメントいただけましたら幸いです。

○中西委員 須賀先生が既におっしゃっていただいていて、基本的には私もそれと同じ意見です。自治体担当者の頭の中で、これをしたから自殺者が減ったのだろうと確信を持って、話されているわけではないということは、読んでいただく方に認識してもらえるように書いておくことが一つです。

それから、先ほどの竹島先生のお話を受けて、自分がヒアリングに参加したときの自治体の担当者の方の発言を思い出していました。自殺対策力の強化においては、人が異動で入れかわるという前提の中で、人が変わっても体制として残るものをつくることが一番重要ではないかという御発言を自治体の方がされていました。そこまで理解した上で取り組んでいらっしゃるところは、先のことを考えた対策を取られていると思いました。

継続性の話の議論は後ろのほうに出ていますけれども、継続性という観点からは、人が入れかわっても自殺対策の体制が残って、新しく配置された人が、それをまた回していけるという体制が構築されなければいけない、という論点がありうるように思いました。

そこまではっきり自治体の方が認識していたケースは、私が参加した限りでは多くはありませんでした。そのため、どこまでとりまとめの前面に出してよいかは考えなければなりません、継続性という観点から、今の御指摘はすごく重要なところだと思います。

職能団体の参加も、特徴的な取り組みをしていた自治体は確かにありましたが、全部が全部そういうわけでもありませんでした。ここにどこまで入れるかの判断はちょっと難しいのかもしれないです。普及啓発や、人材養成といった活動において、一番とっかかりや

すい職能団体から入り、それから広がっていき、いろいろな種類の団体に連携を広げていくという話を自治体の方がされていまして。職能団体は連携の最初の入り口としてすごく重要だという話と、もう一方でそこに留まってはだめで、いろいろなボランティアにまで広げていくには段階をふまえることが必要だし、時間が必要ということも、その話の中に含まれていると思いました。

最後のほうに、今、ここで財源が完全に断たれてしまうと自治体の取り組みが止まることが危惧される、と書いていただいています。実際に自治体の自殺対策に携わっていない人が読んでわかるように、もう少し説明が必要かと思いました。段階的に広げていく性質の取組があり、それがここで止まると、その先の本当は必要なことができなくなってしまう。段階的という言葉自体は、どこかで使われていたと思うのですが、もう少しそれを出しても良いように思いました。

○南島座長 おっしゃっておられるのは、例えば9ページの自治体の財源のところの話を一つしていただいたのかなと思うのですけれども、この自治体の財源のところを、お金の話はもちろん重要だけれども、継続性ということで見えていくということも大事ではないかという御意見だと理解してよろしいですか。

○中西委員 自治体の担当者の話を聞く限りでは、継続性と展開性、あるいは取り組みの深さと言いますか、最初から一遍に深いところまでできるわけではない。だんだん深めていって、だんだん広げていくというやり方をしているのだと思います。それが途中でとまってしまうと、何か本質的な、本当に必要なことができないまま終わってしまうのではないかと自治体の方が話していたと私は解釈しました。単なる縮小や、実施できなくなるということだけではなくて、もう少しそれがどのような問題につながるのかを書いてはどうかと思いました。

○南島座長 どういう問題かなということを書く場合に、継続性、展開性の論点をこの中にも含めたほうがいいのではないかとということですね。

○中西委員 そうですね。

○南島座長 ここだと、国による財政支援がなくなった場合ということで、ウィズアウト（without）の議論を書かれていますので、そこにとどめないほうが、話をもうちょっと、全体像を見せながらこの話をしたほうがいいかなという御意見ですね。

○中西委員 そうですね。

○岡参事官 よろしいですか。

人が変わっても体制をずっと整えていかないといけないという話は重要なことかと思っ
ていまして、どこに入れられるか、どう入れるかは別として、それはちょっと考えてみま
す。

それと、先ほど段階的に進めていったりすることが大切ではないかということがありま
して、実はここでもちりばめているつもりでございまして、問題意識は一緒でございま
して、先生方と青森県に行ったこともあるので、多分頭に残っているのだと思うのですが、

13 ページの 2 パラのところなのですが、実は、単に基金といった場合も、基金創設以前から自殺対策を始めたところと、基金創設以後に始めたところとあって、スタートがばらつきがあると。前者というのは、特に基金造成後に本格的に始めたところというのは、基金をやったとしても、実際それがアウトカムの意味において効果が発現するというのは、やはり一定の時間があるのではないか。だけれども、なかなか時間がかかっていないと、財政当局というのは地方公共団体のという意味でございしますが、シンパシーを入れにくくなって、なかなかうまく説明しにくいのですよという話があって、だからこそ、そういう場合において、今、国でも対策事業をやめたりしたら、何とかまだ効果は出ていないかもしれないけれども、下支的に初期の段階でやっていて抑えられた自殺死亡率がはね上がってしまうかもしれない。効果が出てくる今このときに事業をやめてしまうと、自殺死亡率そのものが上昇を招くおそれがあるということ、そのパラグラフのところでも強調して、単純な状態ではないのだと。地方自治体の置かれている状況もいろいろある中において、事業をやめることによって、そもそも今まで一定程度出ている投資的な効果みたいなものが、せっかく出るはずのところを得られなくなってしまうという意味合いを、実はこのパラグラフに書いたつもりでございします。

それで、先生方のおっしゃっている問題意識というのは、実はこのところにおいて記載しているつもりではございします。

○南島座長 財政面に強くアクセントを置いているので、全く同じというわけにはなっていないかもしれませんが、言わんとしていることは、ここの 13 ページに書いていただいているということですね。

○岡参事官 はい、段階的にはということです。あと、人が残っても体制をとという話は、財政とは限らないと思うので、ちょっとどの箇所に書けるかというのは、もう一回文章を見て、そのニュアンスがうまく入れるように工夫は、できればしたいとは思いますが。

○中西委員 そうですね。ここの「効果が発現するまでには一定の時間を要する」というところを、自治体で実際に取り組んでいる人が読んだら、今、おっしゃったようなニュアンスをくみ取れると思います。けれども、そういうところに全くかかわっていない人が読むと、単に時間の問題としか捉えられなくて、取り組みの段階や、ステップ、展開といったところを読み取れないかもしれないと思いました。

○安田次長 そこは、ある一定の施策が講じられて、その効果を発現するまでに一定のタイムラグがあるということまでは出ているとは思いますが、やっている施策をさらに深めていくことが必要という意味ですか。

○中西委員 今、PDCA サイクルの話が出ていましたが、評価をして取り組みをより改善するというサイクルを回すのは、時間がかかることだと思います。そういう意味で、取り組み自体に時間がかかるという話と、取り組んでから効果が出るまでに時間がかかるというのは、別の話ではあるのですよね。ここに何か少し言葉をつけ加えていただければ、そうした意味の違いも伝わると思います。

○安田次長 そのためにも、基金を効果的に活用してもらうためにも、自治体の側にもそういった事業の継続性というか、ノウハウの承継と言いますか、そういったものが求められるみたいなことは書いてもいいのかもしれませんがね。

○岡参事官 そうですね。あとは、いろいろなことが入ることで文脈が流れの中でずれてしまうこともあるので、多分ある人にとってはわかりやすくて、ある人にとってはわかりにくい、逆もあり得るので、書き方は少し工夫させていただきたいと思うのですけれども。

○竹島政策参与 済みません、先ほどのお答えにちょっと補足させていただくと、私が申し上げたかったことは、例えば自治体を取り組みを進めている。例えば、自殺未遂者対策を進めている。現場は動き出した。ある行政担当者のもとに大変進んだ。で、人事異動がある。そうしたら、その中で今まで築いたものが一步下がってしまった。できるだけそういうシーンを少なくして、築き上げたものを次のシーンに乗せていくためには、いわゆる専門職系のほうは、全国区の専門職能団体が支援していくというコンセンサスがある程度あるということだとか、それから行政の側にも、そういう引き継ぎとか、いろいろなことがなされているとか、そういうのは両方がかみ合うとうまくいく。基金の性質は理解をしているつもりですけれども、そういうお金が余りかからないところでできることは、やはりうまく共同させていけるような仕掛けがあるといいなというところでリンクしているというつもりであります。

○安田次長 国が投じたお金が無駄にならないように、あるいはすぐ振り出しに戻らないようにという観点ですね。

○南島座長 恐らくは、竹島先生と中西先生が今、おっしゃっていただいているお話は、どちらかというとな規範的なあるべき姿の議論のほうのお話かなと思うのです。それをヒアリングの中で聞いたことの中に埋め込むのはちょっと難しいと思いますので、もし御検討いただくのであれば、冒頭に少し書いていただいたほうがいいのかと思います。自治体側の取り組みと、あるべき方向性に関するような議論ということで、継続性に関することをもし書けるのであれば、冒頭に書いていただいたほうがいいのかと思います。理念ですね。地域における自殺対策力の強化に直結するお話かと思いますので、御検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○久保田委員 細かい点をちょっと。

○南島座長 では、久保田先生お願いします。

○久保田委員 ちょっと今の議論に近いところで言うと、これは私が確認をしたいのですが、3ページの上から7行目ぐらいに「しかしながら」とありますけれども、その後「例えば、現在の緊急強化事業の仕組みでは、地方公共団体にとって長期的な展望に基づく事業を実施しにくく」ということですが、この部分というのはヒアリングを受けてではなく。

○岡参事官 はい、そうです。ヒアリングを受けてではないです。昨年やった全国自殺対策担当課長会議とか、そういうところでの発言でございまして、ヒアリングを受ける前にこれがあったのだったら、そもそも何だという話になるので、ということでございます。

○久保田委員 あと2つあるのですけれども、全体を通してですけれども、中に数字、割合とか、パーセントとか出てくるのですが、例えば4ページの下から8行目に「男性で15%、女性では30%」だとか、5ページの電話のところ「全体の3割」だったりとか、6ページの普及啓発の「全ての都道府県及びその管内での4分の3」であったりとかというのが出てきますが、これらの分母はヒアリングを実施した都道府県及び市町村なのか、全体なのかというのが、ちょっと確認をしたいのです。

○事務局 済みません。この4ページの15%、30%のみが、今回のヒアリングではなくて、全体のものになります。あとの都道府県とか市町村の割合に関する5ページと6ページのものに関しては、今回のヒアリング対象においてということになります。

○久保田委員 あともう一つが、8ページの真ん中よりやや下の一覧表はまだ45、全体集まっていないので後から埋まるということですが、その結果や集計のデータは、我々は見ることが可能ですか。

○岡参事官 席上限りの配付資料で、私はその説明をしなかったのですけれども。概要の後ろですね。1位を5点、2位を3点、3位を2点、4位を1点として、計算ではじくと、45都道府県の集計結果で人材養成が1番で、強化モデル、対面相談、電話相談で、普及啓発がずっと下がっているということです。

○中西委員 1位と2位の間だけ2点差をつけているのはどうしてなのですか。

○岡参事官 済みません。この中で1位というのは特別で、やはりそれなりに意味合いがあるのかなと思ひまして、それでちょっと点を高めに設定させていただいたのですが、それはおかしいのではないかというならば、それはそれ以上の理由はないので。

○中西委員 重みづけをしたかったという意味合いであれば、そういうふうに書いていただければよいかとは思ひます。

誤植なのか、それとも本当にこうしたのかと、分からなかったもので。

○南島座長 重みづけしないといけないですか。優先順位をつけにくいけれども、あえて順位といえ、1位はこれでということヒアリングでも2～3度聞いたのですけれども、素直に、普通に1位5点、2位4点、3位3点と、1点刻みでいいのではないかと思うのですけれども。理由が明確ではないので、もし計算していただくのであれば、そのようにしていただきたらと思ひます。結果は変わらないと思ひます。

○岡参事官 わかりました。そのようにさせていただきたいと思ひます。

○久保田委員 私も南島先生の意見に賛成で、逆に、あえてこの順番を入れかえるために不自然さが生じたのではないかと疑われると困るので。

○岡参事官 なるほど、おっしゃるとおりですね。

○南島座長 もし必要であれば10点満点にさせていただいて、2点刻みでやると差ははつき

りと出るから、そちらのほうで確認していただいたほうがまだいいかなと思うのですけれども。差を見たいということでしたら。

○岡参事官 そういたします。

○南島座長 それから、先ほど、久保田先生から御指摘があった数字の根拠ですね。もし可能であれば、後ろに括弧して、全国の数字でとか、今回、ヒアリングの数字を分母にしてというのは、少し説明を付していただけましたら幸いです。

○岡参事官 わかりました。

○南島座長 そのほか、いかがでしょうか。

○須賀委員 細かいところでよろしいですか。

11 ページの強化モデル事業のところについて、前半の2.のところにはそのような記載がなかったのですが、ここで突然に「先導的な事業がない」と書かれています。前半の2.のところは褒めていたものが、ここで逆の書きぶりになっているのは、何か理由があるのか、また、先導的な事業として具体的なイメージをお持ちなのか、わからなかったのですが。

○岡参事官 わかりました。特に強化モデル事業で、前のところと後ろの項目が若干違うのではないかと、それはおっしゃるとおりでございます。済みません。強化モデル事業のところ、その後ろの3.で書いてある頭の整理というのが、全体のヒアリングの中でも、真に先導的なものというのなかなか少ないのではないかとというのが、ヒアリングの整理だったのですが、前のほうのヒアリングのところには余りそのニュアンスが入ってなくて、単にどういうものがあつたかという事実だけでございますので、3.の強化モデル事業の背景になるような形で、前の2.の先導モデル事業のヒアリングのところを少し考えていきたいかと思っております。

○事務局 それと、何が先導的かということに関してですが、先導的というと、なかなかほかの事例ではないような、こういうのが自殺対策になるのだという新しい取組、ほかでやっていないような取組というものを求めて、こういうような強化モデル事業というものができておりますので、そういうような、本当に実験的というわけではないですけども、財源がつきづらい初めての取組に対してもっとやっていただきたいという趣旨でございます。

○安田次長 なかったというのは、そういう取組自体がなかったのか。それとも、そういう取組がいろいろあつただけけれども、それを全国にグッドプラクティスとして紹介するまでには至らなかったと。

○事務局 今回のヒアリングで余りそういう事例は見られなかったということでございます。

○岡参事官 例えば、対面型相談とか、電話相談とか、個別の事業をただあわせただけで、総合という名のもとで先導的という、強化モデル事業を実施している事例があつたりして、それは別に強化モデル事業として何か新たにお金を出してやるというより、むしろそれな

ら相談事業とか、電話相談とか、そういう個別の事業のところではやっていけばいい話であって、その意味において、先導的などという意味での真のモデルというものはやっていない。そういう事例が多かった、そういうことですね。

○須賀委員 さらに続けてよろしいですか。

○南島座長 強化モデルについては、整理していただくということで。

はい、続けて。

○須賀委員 前に戻っていただいて、7ページの3段落目の「事業の内容、実施数」という段落の「自殺対策の担当者や担当部局が明確になり」というところで、それによって「意識の向上が図られる」という点だけがメリットとして挙げられています。たしか昨年度の報告書で、そのように担当者や担当部局が整備されているところは自殺対策が進んでいるという結果であったように記憶していますので、単なる意識の向上というだけでなく、自殺対策も進むという点まで書き込んでもよいように思いました。

○岡参事官 ちょっと工夫させていただきます。

○南島座長 では、確認をしていただいて、調整していただければと思います。

○須賀委員 さらに続けさせていただきます、

その前の6ページの(3)に入る前の「また、ヒアリング調査において」というところで、「事業区分そのものを操作する際に注意が必要である」というのは、あえてこの書類の中で言う必要がないような気がします。

○南島座長 ありがとうございます。

ここは、実は私が後で書き込んだものでして、役所側で書かれた事務局原案と、私のほうが、意識がちょっとずれているところもあったかもしれません。もう一度ここは確認をさせていただきます、文脈的に不要であれば削除して、最終報告のときにまた書いていったらいいことかなとも思いますけれども、ちょっと検討させていただければと思います。

ありがとうございます。

○須賀委員 あと、細かいところですが。

○南島座長 はい、お願いします。

○須賀委員 3ページの2.(1)に「地方公共団体から提出された実績報告書の内容だけでは検証が困難である」とありますが、そのように言われてしまうと、この会議の意味がないような話になってしまうので、ヒアリングではデータから見えないものが捉えられるというような内容にいただいたほうがよいと思いました。

○岡参事官 そうですね、わかりました。何か、実態をしっかりと把握する必要があつてとか、そのような言葉を入れて、ヒアリングならではのニュアンスが入るように工夫させていただきます。

○須賀委員 8ページ目の下のほうの「(5) 効率性・経済性」で、「事業の性格上、効率性、経済性のみを追求することは困難である」とありますが、困難というと、不可能という意味合いになりますので、他の言葉に改めていただいたほうがよいと思いました。

同様の箇所が 12 ページにもあります。

○南島座長 ありがとうございます。

「困難である」というところは要注意ということで、ちょっとほかにもないか検索をしていただいて、表現として適切であればそのままでもいいかと思えますけれども、もう少し緩めても大丈夫そうであれば、調整をしていただければと思います。

ほかにかがでしょうか。

では、私のほうからも細かいところですが、ちょっと調整をお願いしたいと思います。

9 ページの真ん中の(6)の最後の一文なのですが、「効果発揮」とあります。ほかにはちょっと見つけられなかったのですが、ほかのところは「発現」と書いていただいているので、「効果の発現」ということでしたら、それで統一をお願いできればと思います。

あと、冒頭で御指摘いただきましたが、断定的な表現の箇所は、ほかのところもあわせて断定的になっていないかという目でもう一度見ていただければと思います。

私からは以上です。

ほかにかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ざっとですけれども、確認をさせていただきたいと思います。

まず、効果についてということですが、効果についてはこの文章全体の中での「効果」という言葉、あるいは「有効である」という言葉の取り扱いについて、冒頭に少し断り書きを書いていただくということをお願いをいたします。

それから、都道府県と市区町村、「広域自治体」と「基礎的自治体」ということですが、法律上の文言ということでもあるかと思いますが、これについて表現の整理ができるかできないかということは調整をしていただくということをお願いしたいと思います。

都道府県、市町村の財政的な支援の話、これは特によろしかったかと思えますけれども、書きぶりとしてもう少し補足を充実することがもしできるのであれば、補足充実をお願いできればと思います。

職能団体、継続性、展開性の御指摘をいただきました。事業の継続性、展開性ということで、どこかに書き足していただけるようなことがあれば、自治のあり方として、自殺対策をどう捉まえるかということに関連する話かと思えますので、冒頭等でも御検討いただければと思います。

それから、数字の取り扱いということですが、表の数字の話と、それから中に出てくるパーセンテージのお話があったかと思えますけれども、誤解がないように注釈等加えられるところは注釈を加えていただくということをお願いをいたしたいと思います。

あとは「困難である」、それから断定的な表現について見直すべきところがあれば、見直していただくということをお願いしたいと思います。

以上であったかと思っているのですが、書き漏らしたところ、そのほかこういう議論もありましたということが、もしありましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○南島座長 ありがとうございます。

それでは、本日いただいた御意見と、このほかにも議事録を起こしていく中で、いただいた御意見等出てくることもあるかと思えますけれども、これらの点を踏まえまして、改訂作業をさせていただきたいと存じます。改訂版の作成に当たっては、時間的な問題もあるということですので、大変恐縮ですが、座長預かりとさせていただければと思います。

最終版につきましては、追って先生方にお送りさせていただければと考えております。そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○南島座長 ありがとうございます。

今後につきましては、次の作業ということになりますが、事務局のほうから、昨年度の実績報告書のデータを整理していただいて、先生方にお送りさせていただくということになりますし、先生方にはそのデータを踏まえて分析を進めていただくということになっていくかと存じます。

次回の日程については、まだ未調整ということですが、分析状況を踏まえて、今度は秋頃の開催ということで、最終報告書は、その際に先生方の分析を含めて作成をしていくということにさせていただきたいと思っております。日程については、改めて事務局から連絡をしていただくということで御了承願います。

特によろしければ、これで本日の会議を終了させていただこうと思えますけれども、特によろしゅうございますでしょうか。

それでは、予定の時間よりもちょっと早いですが、本日の会議をこれで終了させていただきたいと存じます。

お忙しいところ、ありがとうございました。